

職員の定年等に関する規則を次のように定める。

平成27年3月6日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

## 新潟県人事委員会規則第7-2号

職員の定年等に関する規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、職員の定年等に関する条例（昭和59年新潟県条例第6号。以下「条例」という。）第4条第5項の規定に基づき、職員の定年等の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この規則において「勤務延長」とは、条例第4条第1項の規定により職員を引き続いて勤務させることをいう。

(勤務延長)

**第3条** 任命権者は、条例第4条第2項の規定により勤務延長の期限の延長について人事委員会の承認を得ようとする場合には、勤務延長の期限の延長承認申請書（別記第1号様式）に次条に規定する書面の写しを添付し、人事委員会に提出するものとする。

**第4条** 条例第4条第3項及び第4項に規定する職員の同意は、書面によるものとする。

**第5条** 任命権者は、勤務延長を行った職員又は勤務延長の期限を延長した職員を異動させる必要がある場合には、勤務延長職員の異動承認申請書（別記第2号様式）により、あらかじめ人事委員会の承認を得るものとする。

(書面の交付)

**第6条** 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員にその旨を明示した書面を交付するものとする。ただし、第1号又は第6号に該当する場合には、適当な方法をもって書面の交付に代えることができる。

- (1) 職員が定年退職をする場合
- (2) 勤務延長を行う場合
- (3) 条例第4条第2項の規定により勤務延長の期限を延長する場合
- (4) 条例第4条第4項の規定により勤務延長の期限を繰り上げる場合
- (5) 勤務延長をされている職員が異動し、期限の定めのない職員となった場合
- (6) 勤務延長の期限の到来により職員が当然退職する場合

(報告)

**第7条** 任命権者は、毎年5月末日までに、勤務延長の状況報告書（別記第3号様式）により、前年度に定年に達した職員に係る勤務延長の状況を人事委員会に報告するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

勤務延長の期限の延長承認申請書

第 号  
年 月 日

新潟県人事委員会委員長 様

任命権者 印

職員の定年等に関する条例第4条第2項の規定に基づき、勤務延長の期限の延長について下記のとおり申請します。

記

期 限 延 長 予 定 者	氏 名		生 年 月 日	年 月 日
	所 属		職 名	
	給 料	職給料表 級 号給		
	定 年 年 齢	歳	定年退職日	年 月 日
	勤務延長の 事 由			
	勤務延長の 期 限	年 月 日		
現 に 従 事 し て い る 職 務 内 容				
期 限 を 延 長 す る 理 由				
期 限 延 長 後 の 期 限	年 月 日			
そ の 他 参 考 事 項				

添付書類：勤務記録カードの写し  
同意書の写し

勤務延長職員の異動承認申請書

第 年 月 日 号

新潟県人事委員会委員長 様

任命権者 印

職員の定年等に関する規則第5条の規定に基づき、勤務延長職員の異動の承認について下記のとおり申請します。

記

異 動 予 定 者	氏 名		生 年 月 日	年 月 日
	所 属		職 名	
	給 料	職給料表 級 号給		
	定 年 年 齢	歳	定年退職日	年 月 日
	勤 務 延 長 の 事 由			
	勤 務 延 長 の 期 限	年 月 日		
	現 に 従 事 し て い る 職 務 内 容			
異 動 の 職	所 属		職 名	
	給 料	職給料表 級 号給		
	定 年 年 齢	歳	定年退職日	年 月 日
	職 務 内 容			
申 請 理 由				
異 動 予 定 日		年 月 日		
そ の 他 参 考 事 項				

添付書類：勤務記録カードの写し

勤務延長の状況報告書

第 号  
年 月 日

新潟県人事委員会委員長 様

任命権者 印

職員の定年等に関する規則第7条の規定に基づき、勤務延長の状況について別紙のとおり報告します。

別紙

年度に定年に達した職員に係る勤務延長の状況

氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
所 属	
職 名	
給 料	職給料表 級 号給
定 年 年 齢	歳
定 年 退 職 日	年 月 日
勤務延長の事由	
勤務延長の期限	年 月 日
職 務 内 容	勤務延長前
	勤務延長後
その他参考事項	